

堤体草刈等省力化機械管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、平成27年度北播磨のため池安全安心プロジェクト堤体草刈等省力化推進事業（以下「省力化事業」という。）により導入した堤体草刈等省力化機械を良好な維持管理のもとで適正に使用することについて、必要な事項を定める。

(機械)

第2条 この規程にいう機械は、省力化事業により導入した以下の機械をいう。

- (1) 歩行用クローラ式草刈機 CG101
- (2) 歩行用クローラ式草刈機 CG81
- (3) ハンマーナイフモア HR662
- (4) 斜面刈草刈機 AZ851

(管理責任者)

第3条 管理責任者は、加古川西部土地改良区理事長とする。

(機械の保管場所)

第4条 この機械は、加古川西部土地改良区事務所において保管管理する。

(機械の使用範囲)

第5条 この機械は、加古川西部土地改良区が管理する水路等の農業水利施設の草刈等に使用する。

- 2 加西市、小野市、西脇市、加東市、多可町、姫路市の加古川西部土地改良区受益地内にあるため池管理者、多面的機能支払活動組織が実施するため池草刈等に使用する。

(貸付対象者)

第6条 この機械の貸付対象者は、次の各号に掲げる団体又は個人で、理事長の認めた者とする。

- (1) 自治会、農会もしくは営農組織
- (2) 公益活動を行う任意団体
- (3) その他、理事長の認めた者

(貸付手続)

第7条 前条に規定する者が機械を使用しようとするときは、堤体草刈等省力化機械使用申請書（様式第1号）を使用しようとする日の7日前までに理事長へ提出しなければならない。

(貸付の決定)

第8条 理事長は、前条に規定する申請書を受理したときは、貸付の可否を決定し、貸付を行う場合にあっては、当該申請書を提出した者に対しその旨を堤体草刈等省力化機械使用承諾書（様式第2号）より通知するものとする。

- 2 理事長は、貸付にあたり条件を付することができる。

(貸付期間)

第9条 機械の貸付期間は、前条の規定により貸付を行う旨を通知された者（以下「借受者」という。）が機械の貸付を受けた日から当該機械を返却した日までとする。

- 2 前項の貸付期間は、1週間を超えてはならない。ただし、理事長と借受者の協議により当該貸付期間を更新することができる。
- 3 機械の貸付及び返却時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに行うものとする。

(使用、保管等)

第10条 借受者は借受けた機械の使用及び保管について、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、遺漏のないようにしなければならない。

- 2 借受者は借受けた機械について、その使用状況を堤体草刈等省力化機械使用簿（様式第3号）に記入し、返却時に提出するものとする。

(転貸の禁止)

第11条 借受者は借受けた機械を転貸してはならない。

(返却)

第12条 借受者は、借受けた機械を返却する際に堤体草刈等省力化機械使用実績報告書（様式第4号）を理事長に提出し、機械を引き渡すものとする。

(強制返却)

第13条 理事長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、機械の使用を取り消し、又はその返却を命ずることができる。

- (1) 提出した申請書に虚偽の記載があった場合
- (2) この規程に定めた事項に違反した場合
- (3) 運行上、その他の事由で機械に支障が生じたとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、借受者に貸付不相当と認められる行為のあったとき

(機械の使用貸出状況)

第14条 管理責任者は、機械の使用貸出状況を把握するため、堤体草刈等省力化機械使用貸出簿（様式第5号）に記録するとともに、修繕履歴等を堤体草刈等省力化機械管理簿（様式第6号）に記録する。

(使用料)

第15条 機械の使用料は日額とし、借受者は機械借受時に支払うものとする。

- 2 日額使用料は、別表1のとおりとする。
- 3 借受期間を延長する場合は速やかに理事長に連絡し、借受予定のない場合はこれを許可する。なお、返却時には延長した日数分の日額使用料を滞りなく支払うものとする。

4 土日祝日に機械を使用するときは、前日の午後1時以降に借受け、休日明けの午前12時までに返却するものとする。この場合、休日前後の借受・返却日は借受期間に含まないものとする。

5 平日に機械を使用するときも、前項の例により使用日前後の借受・返却日は借受期間に含まないものとする。

(費用負担)

第16条 機械の借受及び返却は、加古川西部土地改良区の保管施設で行うものとし、借受と返却に要する一切の費用は借受者の負担とする。

2 使用燃料は借受者の負担とする。

(事故防止)

第17条 借受者は、安全管理に十分配慮しなければならない。

2 事故等不測の事態が発生した場合は、借受者は速やかに理事長に報告しなければならない。

(滅失、毀損等)

第18条 借受者は、借受けた機械を損傷し、又は滅失又は損壊したときは、直ちにその内容と理由を理事長に報告し、理事長の指示に従わなければならない。

2 借受者は、使用上の不注意又は故意の過失等により借受けた機械を損傷し、滅失又は損壊したときは、相当の弁償をするか又は原形に復さなければならない。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成28年8月2日より施行する。

別表1 (第15条関係)

貸付機械一覧

名称	型式	メーカー	台数	機械使用料
歩行用クローラ式草刈機	CG101	(株)筑水キャニコム	1	1日当たり 2,500円
歩行用クローラ式草刈機	CG81	(株)筑水キャニコム	1	1日当たり 2,500円
ハンマーナイフモア	HR662	共立	1	1日当たり 2,500円
斜面刈草刈機	AZ851	共立	2	1日当たり 1,250円